

# 小児救急看護認定看護とは??

## ～分野説明～

小児救急におけるトリアージ・救急看護・虐待対応・ホームケア・事故予防の5つの分野からなります。また、子どもの健やかな成長発達のための家族支援をしていくことを目的としています。

## ～コンサルテーション例～

小児看護	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの病気、障害と治療</li><li>・小児のトリアージの方法</li><li>・小児のアセスメント方法</li><li>・小児の発達、発育について</li><li>・コミュニケーション方法</li><li>・小児やその家族への指導方法（ホームケア含む）</li><li>・小児の専門的技術、検査方法</li><li>・小児の薬剤</li><li>・予防接種</li></ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭環境が気になる</li><li>・教育環境が気になる</li><li>・不適切な養育環境である</li></ul>
虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・小児虐待とは</li><li>・小児やその家族の言動、表情が気になる</li><li>・不自然な怪我（受傷機転が怪我と一致しない）</li><li>・子どもへの対応方法</li><li>・家族への対応方法</li></ul>
家族看護	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの入院時の家族の心理面での対応方法</li><li>・育児相談、電話相談（症状相談）</li><li>・育児不安、育児能力低下が伺える</li><li>・小児の社会資源について</li></ul>

病院内だけでなく、在宅・併設する保育園など  
現場でお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

# 小児救急看護認定看護師 役割と活動内容

## ● 役割

**実践** 小児救急医療における子どもと家族の QOL 向上に向けて、専門的知識と熟練した技術を用いて水準の高い看護を提供する。

**指導** 小児救急看護分野において、看護実践を通して看護の専門性を明らかにし、看護職者や対象となる個人、家族および集団に対して指導を行う。

**相談** AMG内のあらゆる職種が抱える小児とその家族に対する問題・疑問に対してコンサルテーションを行う。

## ● 活動内容

### 1) 実践

- ・小児救急医療における子どもと家族の権利を擁護し、自己決定を尊重した看護を実践する。
- ・急性発症による子どもの身体機能障害に対し、優れたアセスメント能力で緊急度・重症度を見極め、迅速かつ適切な判断に基づく専門性の高い看護ケアの提供を行う。
- ・発達段階に応じた的確なアセスメントを行い、小児とその家族のセルフケア能力の向上を図る。
- ・小児救急看護分野において、より質の高い医療・保健・福祉を推進するため、関連する多職種との連携と協働を行い、心理的援助や家族支援を行う。
- ・虐待が疑われる症例に対し、医療スタッフと連携システムを構築し、虐待の予防・早期発見・対応・継続看護を行い、小児の安全を確保する。
- ・虐待が疑われる小児や不適切な養育環境にいる小児、育児サポートが必要な家族に対し、家族の求めているニーズを明確化し、必要な社会資源や情報提供を行う。
- ・関連学会や研修への参加、学会発表を通して自己研鑽の場を設け、看護学校や院内での講義、臨床実習指導でのプレゼンテーション能力の向上を図る。

### 2) 指導

- ・不適切な養育環境にある小児やその家族に対し、育児不安や育児能力低下など、家族が抱える問題点を把握し、今後の受療行動や対処行動がとれるよう指導し継続的な支援を行う。
- ・小児救急看護分野における虐待の対応、家族支援などに対し、自らがロールモデルとなり、看護実践を通して看護職者に知識・技術を指導する。
- ・自部署における苦手分野に焦点を当て、フィジカル・メンタル・リスクアセスメントなどの知識や技術の指導を行い、アセスメント能力や実践能力の向上を図る。
- ・院内の専門コースにおいて、小児救急患者のアセスメント方法や対応を指導する。

### 3) 相談

- ・虐待を含めた小児に関するあらゆる問題に対し、小児救急看護の実践を通して、医療スタッフへ問題解決のための具体的な指導や相談・対応を行う。
- ・問題を抱える小児やその家族に対して相談に応じ、他職種と連携を図り、適切な支援をする。
- ・相談者が自ら問題解決の方向を見出すことができるよう相談・支援を行う。